

## 令和7年第2回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和7年3月14日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第12号 出雲崎町選挙公報の発行に関する条例制定について
- 第 2 議案第17号 出雲崎町定住促進奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例制定について
- 第 3 議案第21号 出雲崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第22号 出雲崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第23号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第24号 出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第32号 令和7年度出雲崎町一般会計予算について
- 第 8 議案第33号 令和7年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 9 議案第34号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第10 議案第35号 令和7年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第11 議案第36号 令和7年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第12 議案第37号 令和7年度出雲崎町簡易水道事業会計予算について
- 第13 議案第38号 令和7年度出雲崎町下水道事業会計予算について
- 第14 発委第 1号 出雲崎町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 発委第 2号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 発委第 3号 出雲崎町議会基本条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 発委第 4号 「議員のなり手不足対策（議員報酬増額）」として、地方交付金の増額を求める意見書について

第18 議案第41号 副町長の選任について

第19 議員派遣の件

第20 委員会の閉会中継続調査の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林玲子	2番	高橋速円
3番	三輪正	4番	高桑佳子
5番	宮下孝幸	6番	石川豊
7番	中田孝信	8番	島明日香
9番	加藤修三	10番	中野勝正

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	仙海直樹
副町長	山田正志
教育長	曾根乗知
会計管理者	前田研
総務課長	権田孝夫
町民課長	相澤修一
保健福祉課長	金泉修一
こども未来室長	寺尾勉
産業観光課長	内藤良治
建設課長	小崎一博
教育課長	吉岡育子
建設課参事	日山正春
総務課参事	大谷博章
こども未来室参事	星野昌子

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	山田祥汰

---

◎開議の宣告

○議長（中野勝正） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎議事日程の報告

○議長（中野勝正） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

---

◎議案第12号 出雲崎町選挙公報の発行に関する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第1、議案第12号 出雲崎町選挙公報の発行に関する条例制定についてを議題とします。

ただいま議題としました議案第12号は、総務文教常任委員会に付託しておりますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員長報告を申し上げます。

3月7日の本会議において本委員会に付託されました議案第12号 出雲崎町選挙公報の発行に関する条例制定について、審査を終了いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

去る3月10日午後1時30分より、役場議員控室において、委員全員が出席し、説明員として権田総務課長の出席を得て委員会を開きました。

その審査結果については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その経過についてご報告いたします。

まず、総務課長から提案に至るまでの経過について追加説明がありました。それによりますと、選挙管理委員会において投票率向上に向けた意見交換会が開催され、その中で若い方から興味を持ってもらうために選挙公報の発行が必要ではないか。また、新潟県内市町村において選挙公報発行の制度を設けていないのは出雲崎町だけであり、やるべきではないかなどの意見が出されたと報告がありました。

委員からは、ほかの市町村全てでやっていることであり、広報として合理的であるので、当町でもやるべきとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（中野勝正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第12号に対する委員長の報告は可決であります。議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議案第17号 出雲崎町定住促進奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第2、議案第17号 出雲崎町定住促進奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例制定についてを議題とします。

ただいま議題としました議案第17号は、総務文教常任委員会に付託しておりますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員長報告を申し上げます。

3月7日の本会議において本委員会に付託されました議案第17号 出雲崎町定住促進奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例制定について、審査を終了いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

去る3月10日午後1時30分より、役場議員控室において、委員全員が出席し、説明員として権田総務課長、吉岡教育課長の出席を得て委員会を開きました。

その審査結果については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その経過についてご報告いたします。

委員からは、定住促進奨学金の返還免除については、定住促進を目的とするのであれば居住期間が2年というのは短過ぎるのではないか。同様に、税金を使うこと、免除の目的を考えると、就労を条件に追加するべきではないかなどの意見が出されました。

教育課からは、卒業後にまず出雲崎に戻ってきていただきたいこと、定住促進奨学金の金額が年額12万円と、ほかの奨学金と比べて大きくなないことなどから、ほかの奨学金よりも要件を大幅に緩

和し、所得要件なしで申請により受けられるもので、居住期間を2年とした。また、就労については、本人や家族の介護など個別の事情があるために要件としなかったとの説明がありました。

また、そのほかに、町民、保護者にとって従前の奨学金制度や奨学金返還支援制度との違いが分かりづらいとの意見もあり、教育課からは、認められれば保護者に混乱を与えないような周知を図っていくとの説明がありました。

総務文教常任委員会としては、条例の趣旨には同意をするが、要件は見直す必要があるとのことで一致し、執行部と協議を重ねました。

石川委員より修正動議があり、条例文中、第6条第1項第1号中、2年を3年に改める。第7条第1項中、2年を3年に改めるとし、総務文教常任委員会ではお手元にお配りした修正案のとおり、全員一致で可決いたしました。

議員の皆様にはよろしくご審議いただきたくお願い申し上げます。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（中野勝正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

議案第17号に対する委員長の報告は修正であります。委員会の修正案について、起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号 出雲崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する

基準を定める条例の全部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正）　日程第3、議案第21号　出雲崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定についてを議題とします。

ただいま議題としました議案第21号は、社会産業常任委員会に付託しておりますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、8番、島明日香議員。

○社会産業常任委員長（島　明日香）　社会産業常任委員長報告を申し上げます。

3月7日、本会議において本委員会に付託されました議案第21号について、審査を終了いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

去る3月10日午前9時30分より、役場議員控室において、保健福祉課長、委員全員が出席し、委員会を開きました。

議案第21号　出雲崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、委員会としては全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、社会産業常任委員長報告といたします。

○議長（中野勝正）　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第21号に対する委員長の報告は可決であります。議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正）　起立全員です。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第22号　出雲崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定  
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正）　日程第4、議案第22号　出雲崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定についてを議題とします。

ただいま議題としました議案第22号は、社会産業常任委員会に付託しておりますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、8番、島明日香議員。

○社会産業常任委員長（島　明日香）　社会産業常任委員長報告を申し上げます。

先ほど同様、本委員会に付託されました議案第22号についてご報告いたします。

去る3月10日午前9時30分より、役場議員控室において、保健福祉課長、委員全員が出席し、委員会を開きました。

議案第22号　出雲崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、委員会としては全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、社会産業常任委員長報告といたします。

○議長（中野勝正）　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第22号に対する委員長の報告は可決であります。議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正）　起立全員です。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第23号　出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正）　日程第5、議案第23号　出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定についてを議題とします。

ただいま議題としました議案第23号は、社会産業常任委員会に付託しておりますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、8番、島明日香議員。

○社会産業常任委員長（島　明日香）　社会産業常任委員長報告を申し上げます。

先ほど同様、本委員会に付託されました議案第23号についてご報告いたします。

去る3月10日午前9時30分より、役場議員控室において、保健福祉課長、委員全員が出席し、委員会を開きました。

議案第23号　出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、委員会としては全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、社会産業常任委員長報告といたします。

○議長（中野勝正）　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第23号に対する委員長の報告は可決であります。議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正）　起立全員です。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第24号　出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正）　日程第6、議案第24号　出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定についてを議題とします。

ただいま議題としました議案第24号は、社会産業常任委員会に付託しておりますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、8番、島明日香議員。

○社会産業常任委員長（島　明日香）　社会産業常任委員長報告を申し上げます。

先ほど同様、本委員会に付託されました議案第24号についてご報告いたします。

去る3月10日午前9時30分より、役場議員控室において、保健福祉課長、委員全員が出席し、委員会を開きました。

議案第24号　出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、委員会としては全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、社会産業常任委員長報告といたします。

○議長（中野勝正）　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第24号に対する委員長の報告は可決であります。議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正）　起立全員です。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

- ◎議案第32号 令和7年度出雲崎町一般会計予算について
- 議案第33号 令和7年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第34号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第35号 令和7年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第36号 令和7年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 議案第37号 令和7年度出雲崎町簡易水道事業会計予算について
- 議案第38号 令和7年度出雲崎町下水道事業会計予算について

○議長（中野勝正） 日程第7、議案第32号 令和7年度出雲崎町一般会計予算について、日程第8、議案第33号 令和7年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第9、議案第34号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第10、議案第35号 令和7年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第11、議案第36号 令和7年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、日程第12、議案第37号 令和7年度出雲崎町簡易水道事業会計予算について、日程第13、議案第38号 令和7年度出雲崎町下水道事業会計予算について、以上議案7件を一括議題といたします。

ただいま議題としました議案7件は、予算審査特別委員会に付託しておりますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、4番、高桑佳子議員。

○予算審査特別委員長（高桑佳子） 予算審査特別委員長報告を申し上げます。

去る3月7日の本会議において予算審査特別委員会に付託されました議案第32号から議案第38号まで、議案7件を審査するため、3月11日午前9時30分より役場本会議場において、説明員に副町長以下執行部の出席を得て、委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

初めに、議案第32号 令和7年度出雲崎町一般会計予算については、2款1項5目14節町有建物改修工事について、地域おこし協力隊の居住とするのであれば、以前のような問題が起きないように目的を持って改修すべきとの質疑があり、農業法人に関わる協力隊員には事前に大門の住宅を見つめられており、その改修後に入居してもらう。これから募集をかける協力隊員については、石井町を考えているとの答弁がありました。

2款1項7目12節町プロモーションビデオ制作委託料について、どのような内容になるか。また、中学生との意見交換会では、小中学生自らがCMに関わるとの提案があったが、検討できないか。様々な場所でもっと放映すべきとの質疑があり、ふるさとCMの作成と町の様々なイベント動画作成になるが、これから子育て関係をどんどんPRすべきだと考えており、検討していきたい。また、東京出雲崎会や広域の会議でも見ていただいているが、天領の里など多く人が集まる場などで積極

的に配信していきたいとの答弁がありました。

2款1項7目13節ふるさと納税サイト使用料について、令和6年度の実績から見込んだ予算額かとの質疑があり、令和6年度は6,000万を超えるふるさと納税をいただいた。寄附額が増加するとサイト使用料も増額になるので、前年度より500万円ほど多く見積もっているとの答弁がありました。

2款1項7目12節まち恋お見合い婚活応援業務委託料について、どの程度成果が上がっているか、成果を見て効果的な方法を検討することも必要なのではないかとの質疑があり、実際に結婚に至ったかは把握できていないが、利用者があるということは何らかの効果があると考えているとの答弁がありました。

4款1項2目19節帯状疱疹予防接種助成について、近年メディアなどでは帯状疱疹の予防接種を受けたほうがよいと流れているが、昨年度より大幅に減額されている理由は何かとの質疑があり、6年度から始まった事業で、1月末現在、6名の実績がある。国では、定期予防接種化の動きがあり、当初予算としてこの額を見込んで、国の動向を見ながら組み替えていきたいとの答弁がありました。

4款1項4目10節ウォーキングロード案内看板設置費について、天領の里に車を駐車してできるコースや途中からでも参加できるなど、使いやすく歩きたくなるような仕掛けを考えるべきとの質疑があり、今回、スタートは羽黒町の海遊広場で、QRコードを読み込み、グーグルで音声案内ができるほか、看板やイベントの色分けなど、様々な工夫を凝らしている。スタート場所などは、運用で幅が広がると考えているとの答弁がありました。

4款1項5目12節小木ノ城駅トイレ管理委託料について、7款1項3目12節観光用公衆便所清掃管理委託料について、状態は古く、衛生面も心配されるのであれば、利用者を調査し、少ないようであれば経費をかけて持ち続けずとも、撤去を含め何らかの方法をも検討すべきとの質疑があり、小木ノ城駅トイレについては令和3年に調査をしており、少数であった。現行、利用者があるのであれば清掃管理をしていかなければならないが、再度確認をしながら全体を考えて柔軟に対応していかなければならないとの答弁がありました。

6款1項3目18節町電気柵設置支援事業補助金について、電気柵は危険を伴うので、電気柵に加えて、ネットやメッシュの金具なども検討してはどうかとの質疑があり、ネットなどは汎用性があるため、その対応が可能かどうか持ち帰って検討したいとの答弁がありました。

6款3項1目18節町漁業者経営支援事業補助金、町荷捌所等運営費補助金について、ほかの事業展開している法人との兼ね合いはどうか。出雲崎の魚を町で入手できる方法など、漁業者と今後の展望について話し合っていってはどうかとの質疑があり、当初予算では将来の町の漁業を考え、漁協とのやり取りの中で設定した。法令に基づいての補助となるが、町全体を見た中で今後のルールを決めていくことなどについて検討していきたいとの答弁がありました。

7款1項2目18節町キャッシュレス決済促進事業補助金について、新規のみが対象か。先進的に

導入し、町の観光や商業に貢献してきた事業者に対して、手数料補助、あるいは入替えが必要となった場合にも補助があつてもよいのではないかとの質疑があり、制度そのものについては新規導入を基本に考えているが、お客様の決済の範囲が広がり、有効なケースなどについては今後の課題としたいとの答弁がありました。

7款1項5目12節、夕凪の橋点検業務委託料について、点検業務にも修理するとなると高額な費用がかかると考えるが、観光のために残してほしい施設である。今後をどう考えるかとの質疑があり、検査調査の結果によるが、軀体等の安全性が担保できて、そこからの必要な部分の改修検討になると考えるとの答弁がありました。

7款1項2目18節町ふるさと逸品開発等補助金について、残念ながら減額されているが、逸品の開発に手を挙げていただいたなら、天領の里に置く、あるいはラインなどの様々な媒体を通じてテストをし、反応を見るなどの育てる支援が必要ではないかとの質疑があり、手を挙げてくださる事業者が少なく、減額となってしまったが、テスト、市場調査をしたいということであれば不可能ではないとの答弁がありました。

10款4項1目18節妻入りの街並み景観推進協議会活動費補助金について、出雲崎町の大切な観光資源である妻入りの街並みは、近年解体家屋が増えてその景観が失われつつある。修復の利かないものであり、推進協議会に任せることだけでなく、町行政サイドとしても再度検討して対策をするべきではないかとの意見がありました。

10款4項1目18節文化財保存活動事業補助金について、獄門跡地については、保存会が活動しているが、高齢化が進んで存続が難しい。こういった観光財産を保存会で維持ができなくなった場合の対策を今から講じておくべきではないかとの質疑があり、文化財保存活動の対象は地域にとって非常に重要な保全すべき場所だと認識している。積極的に周知をして、何とか活動が継続できるように図っていくとの答弁がありました。

10款4項8目7節公設学習塾講師報酬について、7年度も6年度同様の講師の人数が配置できるか、コースをどのように細分化するかとの質疑があり、7年度も同様に9名の講師を配置する。また、5教科のコースをそれぞれの習熟度に応じて2つに分け、10コースとする。また、一定数いる部活と両立させたい生徒に柔軟に対応しているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号 令和7年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号 令和7年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号 令和7年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号 令和7年度出雲崎町簡易水道事業会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 令和7年度出雲崎町下水道事業会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員長報告といたします。

○議長（中野勝正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第32号に対する委員長の報告は可決であります。議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号から議案第38号の議案6件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第33号から議案第38号までの議案6件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

議案第33号から議案第38号までの議案6件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第33号から議案第38号まで、議案6件は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎発委第1号 出雲崎町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条

例制定について

発委第2号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第14、発委第1号 出雲崎町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第15、発委第2号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上2件を一括上程いたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、5番、宮下孝幸議員。

○議会運営委員長（宮下孝幸） ただいま上程されました発委第1号、発委第2号の提案理由の説明を申し上げます。

発委第1号及び発委第2号は、第208回国会において成立をいたしました刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の懲役及び禁錮を廃止し、新たに拘禁刑を創設することとなりました。また、この法律の施行期日は、政令の定めるところにより、令和7年6月1日から施行することと定められており、本法律の改正により、当町の条例及び規則の中に記載のある懲役及び禁錮の字句を拘禁刑に改正するものであります。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、番号利用法は同法第2条に新たに第8項が新設されたため、以下の項の番号が順次繰り下げられることとなり、町条例における番号利用法第2条を引用している箇所を訂正するものであります。

よろしくご審議賜りまして、ご賛同くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明をいたします。

○議長（中野勝正） 最初に、発委第1号から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、発委第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に、発委第1号から行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、発委第2号を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、発委第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発委第3号 出雲崎町議会基本条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第16、発委第3号 出雲崎町議会基本条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、5番、宮下孝幸議員。

○議会運営委員長（宮下孝幸） ただいま上程されました発委第3号の提案理由の説明を申し上げます。

昨年、本委員会は議長より諮問を受け、3回にわたり委員会を開催をいたしました。その答申の一つが発委第3号で提案をいたします議会基本条例の一部改正であります。

本条例の一部改正が眼目とすべきところは、昨今の町村議会では全国的に無投票当選や定数割れなどがあり、議員の成り手不足が深刻化しております。地方議会の存続さえ危ぶまれる事態となつておりますため、本条例の一部改正、議員活動の環境を多角的、広角的に整えるための一環としての改正であります。

議会基本条例第22条では、公聴会制度及び参考人制度を活用して町民の意見聴取を図ることとされておりますが、日々情報の多様化が進む時代にあって、意見聴取の手法も数多く、新たな手法が

多岐にわたり存在する時代となっております。このたびの条例の一部改正は、このような時代に対応できるよう、条文の一部を改正するものであります。

よろしくご審議賜り、ご賛同くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

発委第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎発委第4号 「議員のなり手不足対策（議員報酬増額）」として、地方交付金の増額を求める意見書について

○議長（中野勝正） 日程第17、発委第4号 「議員のなり手不足対策（議員報酬増額）」として、地方交付金の増額を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、5番、宮下孝幸議員。

○議会運営委員長（宮下孝幸） ただいま上程されました発委第4号の提案理由の説明を申し上げます。

発委第4号も議長諮問によるものであり、さきに申し上げました議員の成り手不足対策の一環として諮問されたものであります。

全国的に議員の成り手不足が問題視される昨今、その要因の一つとして、あまりにも低い議員報酬が挙げられております。当町議会議員の報酬は、平成16年4月1日に改正されて以来、据置きのままとなっておりますが、昨今では賃金や物価の高騰が顕著に見られる社会情勢となっており、成り手不足対策として議員報酬の増額が強く望まれるところではありますが、財源規模が小さく、財

政事情の厳しい地方自治体においては、その財源の確保もなかなか困難となっております。

前記事由から、財政力指数0.3以下の町村議会に対して、国は格別な配慮を講じ、議員の成り手不足解消の実効性を高めるため、国に対して地方交付金の増額を強く要望するものであり、地方自治法第99条の規定により意見書の提出をするものであります。

よろしくご審議賜り、ご賛同くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

発委第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第41号 副町長の選任について

○議長（中野勝正） 日程第18、議案第41号 副町長の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第41号につきましてご説明を申し上げます。

現在副町長をお願いしております山田正志氏は、本年3月31日をもちまして任期が満了となります。長年地方行政にご尽力いただきましたが、このたびの任期をもちまして退任されることとなります。

その後任といたしまして、長年役場職員として奉職し、4年間総務課長としての経験を有し、地方行政に精通し、副町長として適任である河野照郎氏を選任いたしましたご提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第41号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（中野勝正） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第128条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

---

#### ◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（中野勝正） 日程第20、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（中野勝正） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前10時17分）